

報告第5号

債権の放棄について報告の件

芽室町債権管理条例第6条の規定に基づき、町の債権について次のとおり放棄したので報告するものであります。

令和6年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

1 放棄した債権の名称及び件数

簡易水道使用料	1件
個別排水処理施設使用料	6件
上水道使用料	77件
診療収入個人負担金	11件

2 放棄した債権の額

簡易水道使用料	2, 559円
個別排水処理施設使用料	25, 770円
上水道使用料	218, 931円
診療収入個人負担金	631, 960円

3 債権を放棄した事由

別記のとおり

4 債権を放棄した年月日

別記のとおり

説 明

芽室町債権管理条例に基づき、令和6年3月31日までに債権を放棄したものであります。

別記

(単位:円)

債権の名称	債権発生年度	債権を放棄した事由										放棄した債権の 件数および金額	債権を放棄した 年月日	
		芽室町債権管理条例第6条												
		時効 (第1号)		相続の限定承認 (第2号)		破産 (第3号)		生活困窮 (第4号)		居所不明等 (第5号)				
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
簡易水道使用料	H27					1	2,559					1	2,559	令和6年3月31日
	合計					1	2,559					1	2,559	
個別排水施設使用料	R3									6	25,770	6	25,770	令和5年12月21日
	合計									6	25,770	6	25,770	
上水道使用料	H28							2	2,558	1	1,279	3	3,837	令和6年3月31日
	H29					7	14,121	5	7,231	9	19,191	21	40,543	
	H30					13	26,170	18	70,767	3	3,837	34	100,774	
	H31					6	12,794	11	57,073			17	69,867	
	R4					2	3,910					2	3,910	令和6年2月15日
	合計					28	56,995	36	137,629	13	24,307	77	218,931	
診療収入個人負担金	H15							3	159,144	1	15,010	4	174,154	令和6年3月31日
	H17							4	368,699			4	368,699	
	H18							2	77,587			2	77,587	
	H28									1	11,520	1	11,520	
	合計							9	605,430	2	26,530	11	631,960	